



## 長野県みどりの食料システム戦略推進計画を策定しました

長野県では、農林業者が取り組む環境負荷低減事業活動を促進し、本県の農林業の持続的な発展を図るため、令和5年度から5年間を計画期間とする「長野県みどりの食料システム戦略推進計画」を策定しましたので、お知らせします。

### 1 計画の位置づけ

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」という。）第16条に基づき、県と県内77市町村が共同により策定する長野県における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

### 2 計画期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで

### 3 パブリックコメントの要旨と県の考え方

標記の計画案に対し、令和5年1月13日から令和5年2月12日までの間で県民の皆様からご意見を募集したところ、2名の皆様から4件のご意見等をお寄せいただきました。提出いただいたご意見の要旨と県の考え方については別紙のとおりです。

### 4 環境負荷低減事業活動実施計画の認定

みどりの食料システム法では、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「実施計画」という。）を知事が認定し、認定を受けた者が実施計画に従って導入する機械等について、税制・金融上の措置を受けることができます。

### 5 計画の掲載先

計画や実施計画の認定要領等は以下の県公式ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/midorisenryakusuishinkeikaku.html>

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —  
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

農政部 農業政策課 企画係  
（課長）塩川 ひろ恵 （担当）寺澤 一宏  
電話 026-235-7213（直通）  
026-232-0111（代表）内線 3017  
FAX 026-235-7393  
E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp

## 長野県みどりの食料システム戦略推進計画（案）に対するご意見と県の考え方について

○意見募集期間 令和5年1月13日（金）～令和5年2月12日（日）

○意見の総数 4件（2人） 修正反映3件

| No. | 該当ページ・行数                               | 意見内容  | 県の考え方  |
|-----|--|---|--|
| 1   | 12 ページ<br>表 3                          | 「取組前」は平成 28 年度を基準としているが、何の施策又は計画の取組前なのか？<br>基準年をはっきりさせた方が良い。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見を踏まえ、「第 3 期長野県食と農業農村振興計画」の取組前（平成 28(2016)年度）として記載させていただきます。</li> </ul>  |
| 2   | 14 ページ<br>図 1<br>15 ページ<br>表 4         | <ul style="list-style-type: none"> <li>4 期食農計画では、「持続可能な農業に取り組む面積」は「環境にやさしい農業の取組面積を拡大する」となっている。</li> <li>概念図では、「持続可能な農業」は「持続可能性を考えて、未来につづいていく農業」と漠然とした概念で、環境にやさしい農業より広いものとなっている。</li> <li>また、概念図では「環境にやさしい農業」≡「環境負荷低減事業活動に取り組む農業」と従来の概念から拡大している。</li> </ul> <p>① 数値目標管理をするためのそれぞれの農法の面積を積み上げているが、概念図や記載内容は整合性が取られているのか。</p> <p>② 「持続可能な農業」の定義が、環境にやさしい農業+P16の(3)の⑤及び⑥と理解してよいのか。また、その場合に面積の積算は可能なのか、又は、されているのか。</p> <p><b>【提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P14 の図 1 概念図の表題は「環境にやさしい農業等」を「持続可能な農業」に変更</li> <li>「持続可能な農業」の定義を明確にし、数値目標の積算基礎を明確化しておく。その結果、「持続可能な農業を考えて、未来につづいていく農業」の記載は変更する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 期食農計画の達成指標 14「持続可能な農業に取り組む面積（化学合成農薬・化学肥料を削減した栽培、有機農業）」は、「持続可能な農業」のうち、「化学合成農薬・化学肥料を削減した栽培、有機農業」の取組面積を指標としており、その積算は、「信州の環境にやさしい農産物認証の面積」（県による認証面積）と「有機農業に取り組む面積」（県独自調査による面積）の合計として、進捗管理を行うこととしています。いただいたご意見を踏まえ、達成指標 14 では「持続可能な農業」という記載は使用せず、表記を「化学合成農薬・化学肥料を原則 50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積」と修正します。</li> <li>また、概念図に記載の「持続可能な農業」における「持続可能性」につきましては、『環境』（環境にやさしい農業等）の側面だけではなく、『担い手』『農地』『農村』などの側面や、『消費』の側面など、農業のあらゆる側面における持続可能性を想定していますので、いただいたご意見を踏まえ、定義の記載を修正します。</li> </ul> |
| 3   | <b>【別紙 2】</b><br>第 4 期長野県有機農業推進計画（骨子案） | 第 4 期計画の骨子（案）の記載が内容整理した結果、第 3 期計画（現行）に比べて薄くなった印象を与える。特に、市町村等への理解促進など。<br>方向性（案）に記載されている「地域ぐるみでの有機農業産地づくりの推進」を骨子（案）に記載することで厚みが出る。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 期長野県有機農業推進計画の本文において、3つの基本方向を包括する「地域ぐるみでの有機農業産地づくり」を推進施策の一つとして記載する他、市町村や消費者、実需者等への理解促進などを明記しました。</li> </ul>  |

| No. | 該当ページ・行数   | 意見内容   | 対応  |
|-----|--|--|---|
| 4   | 18 ページ<br>「5. 環境負荷低減事業活動により生産された農産物の流通及び消費の促進に関する事項」 | 生産者から市場、販売店などに野菜が流通する際にブロッコリーなどでは発泡スチロール箱、キャベツなどでは段ボール箱など包装資材が用いられているが、これは使い捨てになっている。段ボールなどは一部リサイクルされているが、環境負荷の観点からはリユースのほうが良い。包装資材は生産者のみの負担で購入することになっているため、経済的負担のない流通業者や消費者は手間がかからず綺麗に見える包装資材を見直すインセンティブが働いていない。よって流通や消費においてはこういった包装資材のリユースや簡易化なども環境負荷の低減に向けて長野県が率先して取り組んでいくことを記載してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>包装資材のリユースや簡易化などの取組についていただいたご意見につきまして、流通業者や消費者が包装資材を見直すよう意識醸成を図ることを、18 ページの 15 行目からの「(1) 農業版エシカル消費①スーパーマーケットや農産物直売所等との連携による、農業分野でのエシカル消費（地元で生産された農産物や加工品を選ぶ、環境に配慮して生産された農産物を選ぶ）といった消費者意識の醸成の推進」として記載しておりますので、案に記載のとおりとさせていただきます。</li> </ul> |